

山添村新型コロナウイルス感染症に関する生活支援サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者等（以下「濃厚接触者等」という。）で、保健所から自宅待機を要請され、買い物等の外出ができなくなった村民のうち、親族等の支援が得られない者に対し山添村（以下「村」という。）が生活支援サービス（以下「サービス」という。）を提供するとともに、自宅待機者に関する生活状況を継続的に確認するものとする。

(支援対象者)

第2条 サービスの対象者は、保健所から濃厚接触者等と認められ自宅待機を要請された村民及びその同一世帯に属する家族であって、親族等によるサポートを受けることができない者とする。

(申込方法)

第3条 サービスを利用しようとする者は、村へ電話等により申し込むものとする。

2 前項の申込によりサービスを利用する者（以下「利用者」という。）は、本事業の趣旨を理解し、同意書（様式第1号）を村に対し提出するものとする。

(サービスの種類)

第4条 利用者に対するサービスは、村役場から陸路で18kmまでの範囲で次のとおりとする。

(1) 買物支援サービス（生活に必要な食糧及び日用品に限る。）

(2) 医薬品の代理受取サービス

(サービスの提供等)

第5条 前条に規定する各号のサービスの提供は、原則として1週のうち2日を限度とする。

2 各サービスの利用申込期日は、平日午前8時30分から午後5時までとし、1日につき1回とする。

3 保健所から自宅待機を要請された日時によって必要があると認められる場合には、初回に限り前項の規定に関わらず、利用申込みができるものとする。

4 各サービスを利用できる期間は、自宅待機を要請された期間とする。

(利用者の責務)

第6条 利用者は、前項の規定に基づくサービスの利用申込に当たって、日常生活を営むに当たり必要な範囲において、その種別、分量等を明確に示した上で申し込まなければならない。

2 サービスが終了したときは、利用者は直ちに納品書を確認したうえで村へ納付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。